

令和４年第４回西郷村議会定例会

議事日程（５号）

令和４年１２月１６日（金曜日）午前１０時開議

- 日程第 1 君島栄一君に対する懲罰の動議
- 日程第 2 議案第 67 号 西郷村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 68 号 西郷村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 69 号 西郷村墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 70 号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 6 議案第 71 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 72 号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 73 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 74 号 西郷村会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 75 号 除染対策事業令和４年度施工谷津田地区仮置場原状復旧工事（第２工区）請負変更契約について
- 日程第 11 議案第 76 号 令和４年度西郷村一般会計補正予算（第５号）
- 日程第 12 議案第 77 号 令和４年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
- 日程第 13 議案第 78 号 令和４年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
- 日程第 14 議案第 79 号 令和４年度西郷村水道事業会計補正予算（第３号）
- 日程第 15 議案第 80 号 令和４年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第２号）
- 日程第 16 議案第 81 号 令和４年度西郷村下水道事業会計補正予算（第３号）
- 追加日程第 1 君島栄一君に対する懲罰の件
- 日程第 17 議員派遣の件
- 日程第 18 閉会中における継続調査の結果について
- 日程第 19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 20 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 21 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 22 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 23 閉会

・出席議員（１５名）

１番 鈴木昭司君	２番 大竹憂子君	３番 鈴木修君
４番 君島栄一君	５番 鈴木武男君	６番 河西美次君
７番 松田隆志君	８番 鈴木勝久君	９番 真船正晃君
１１番 矢吹利夫君	１２番 上田秀人君	１３番 後藤功君
１４番 大石雪雄君	１５番 秋山和男君	１６番 真船正康君

・欠席議員（１名）

１０番 藤田節夫君

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 高橋廣志君	副村長 真船貞君
教育長 秋山充司君	会計管理者兼 会計室長 関根由美君
参事兼 総務課長 福田修君	参事兼 企画政策課長 伊藤秀雄君
財政課長 渡部祥一君	防災課長 和知正道君
税務課長 仁平隆太君	住民生活課長 池田早苗君
福祉課長 相川佐江子君	健康推進課長 田部井吉行君
環境保全課長 今井学君	産業振興課長 相川哲也君
建設課長 相川晃君	拠点整備室長 関根隆君
上下水道課長 木村三義君	学校教育課長 緑川浩君
生涯学習課長 須藤隆士君	農業委員会 事務局長 鈴木弘嗣君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記 黒須賢博	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記 佐川典孝
議会事務局長 庶務係長 金田洋子	

◎開議の宣告

○議長（真船正康君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいまより午前 10 時 30 分まで休憩いたします。

（午前 10 時 00 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前 10 時 30 分）

○議長（真船正康君） 今ほどの休憩にいたしましては、確認事項があったため午前 10 時 30 分まで休憩いたしました。

◎諸般の報告

○議長（真船正康君） それでは、日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

10 番藤田節夫君から、通院のため本日の会議を欠席する旨、西郷村議会会議規則第 2 条による届出がありました。

以上、ご報告いたします。

◎君島栄一君に対する懲罰の動議

○議長（真船正康君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第 1、君島栄一君に対する懲罰の動議を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定によって、4 番君島栄一君の退席を求めます。

〔4 番 君島栄一議員退場〕

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 暫時休憩いたします。

（午前 10 時 31 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前 10 時 32 分）

○議長（真船正康君） 提出者の説明を求めます。

8 番鈴木勝久君。

○8 番（鈴木勝久君） おはようございます。

君島栄一君に対する懲罰動議。

次の理由により、君島栄一君に懲罰を科されたいので地方自治法第 135 条第 2 項及び会議規則第 110 条第 1 項の規定により動議を提出する。

理由。

4 番議員君島栄一君は、令和 4 年 12 月 13 日の本会議中に、議長に対し、一般質問通告表に対する審議について、議事進行を行った際に、何の根拠もなく通告の取り

消しを議長にせまった。

一般質問は、議員に与えられた権利でありそれを圧力によって封殺しようとした。

これは、議会制民主主義への挑戦であり自らの権利を否定するものである。議会は、言論の自由を保障している。それにも抵触するものである。

さらに議長並びに議会運営委員会の決定事項を、根拠のない理由により覆そうとした。

以上のことから議会を混乱させるなどして、議会の品位を落とした。

これは地方自治法第132条及び西郷村会議規則第102条に違反しているため、同君への懲罰動議を提出するものである。

令和4年12月15日、西郷村議会議長真船正康様。

提出者。西郷村議会議員鈴木勝久、同秋山和男。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君の説明が終わりました。

それでは、君島栄一君に対する懲罰の動議に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

それでは、おはかりいたします。

懲罰の議決については、会議規則第111条の規定によって、委員会の付託を省略することができないことになっています。

したがって、本件については12人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については12人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、特別委員会の名簿（案）を配付しますので、暫時休憩いたします。

（午前10時36分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前10時37分）

○議長（真船正康君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 配付漏れなしと認めます。

この懲罰特別委員会の名簿については、お配りした名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 異議なしと認めます。

したがって、懲罰特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、この委員会で委員長と副委員長の指名をして、それを議長にご報告願いたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長(真船正康君) ここで午前11時まで休憩いたします。

なお、この議場において特別委員会を開催しますので、執行部の方は退席願います。

(午前10時38分)

◎再開の宣告

○議長(真船正康君) 再開いたします。

(午前11時00分)

○議長(真船正康君) 懲罰特別委員会の委員長と副委員長選任の報告がございましたので、お知らせいたします。

懲罰特別委員会委員長に14番大石雪雄君、副委員長に7番松田隆志君が就任されましたのでご報告いたします。

なお、日程第1については、さきのとおり懲罰特別委員会へ付託となりましたので、ここまでとします。

ここで4番君島栄一君の入場を許します。

〔4番 君島栄一議員入場〕

◎休憩の宣告

○議長(真船正康君) 暫時休憩します。

(午前11時01分)

◎再開の宣告

○議長(真船正康君) 再開いたします。

(午前11時02分)

○議長(真船正康君) 4番君島栄一君が着席いたしました。

◎議案第67号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第2、議案第67号に対する質疑を許します。

12番上田秀人君。

○12番(上田秀人君) 12番。

議案第67号「西郷村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」ということで、ちょっと確認をしたいと思います。

この件に関しまして、いろんな法令とかを調べてみたんですけども、非常に複雑で分からないというのが正直なところです。ですから質疑に立ったわけですけども、その中でちょっと気になったのが、いわゆる競争の導入による公共サービスの改革に

関する法律というのが目に留まりました。

これの第2節の特定公共サービスで第34条、戸籍法等の特例としまして、5に市町村長が作成する印鑑に関する証明の交付の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証の引渡しというところが目に留まりまして、その次に2項としまして、前項各号に掲げる業務を実施する公共サービス実施民間事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならないということが記載されています。

1としまして、その人的構成に照らして特定業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。

2、特定業務を適正かつ確実に実施するために、必要な施設及び設備として総務省令、法務省令で定める施設及び設置を備えていること。

3、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置。その他、特定業務を適正かつ確実に実施するために必要な措置として総務省令、法務省令で定める措置が講じられていること。

その他、法務省令で定める要件に適合するものであることとなっているんですけども、これは一体誰が確認をするのか。具体的にどういうふうに確認をするのか。これ恐らく村長が確認するのかなと思うんですけども、そこをまず確認したいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君の質疑に対し答弁を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） ただいまの上田議員のご質疑、安全性の確認は村長が、誰がするのかというおたがしでございました。今回コンビニ交付の開始に伴う条例の改正でございますので、コンビニ交付の安全性についてのお答えをさせていただきたいと思えます。

今回のコンビニ交付につきましては、安全性の確保された現行の住民基本台帳ネットワークシステムや戸籍のシステムに接続することで発行いたします。接続の回線につきましては、暗号化などの安全対策が取られた専用回線や高度なセキュリティーを維持した、インターネットとは分離された行政専用のLGWANを経由いたします。

また、地方公共団体情報システム機構、略しましてJ-LISが構築、運用する証明書交付センター、ご利用者のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書、いわゆる暗証番号が有効であるかの照会を経た上で交付されるものでございます。さらに証明書には偽造改ざん防止処理が施されるなど、様々なセキュリティー対策が施されておりますので、安全は確保されていると村では考えております。

なお、議案の資料としてコンビニ交付サービスの概要を添付しており、資料内にイメージ図を掲載しておりますのでご参照ください。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

専用回線、今回の議会の資料にいろいろついてはいますが、専用回線を使うと。

あと、L G W A Nという専門の回線を使うということで、安全は図られていると考えていますという答弁でした。考えていますで本当にいいのかなと思うんです。これ住民基本情報の4情報ぐらい、ぐらいと言ったら怒られますね。4情報だったら今、自分から提供しているいろいろありますけれども、今回議案に上がってきているのは印鑑の登録及び証明に関するということで印鑑登録証です。私は旧石器時代の人間だといつも言っていますからあれなんですけれども、印影を例えばコンビニで取り出す。その本当に安全性が図れるのかということで、ちょっと不安になっているところがあります。

どういうふうに不安なんだといった場合、印影を例えばデジタルで読み取って、普通、黒いインクです。それを朱のインクに切り替えて申請書に貼付けをするとか、そういういろいろな心配が出るんじゃないかと思う。そういう安全性がきちんと図られているのかなと思うんです。

もう一つ、今のお答えを聞いていますと、いわゆる民間事業者任せの部分も強いかなというふうに思うんです。万が一、情報が流出してしまった場合の罰則規定とか、その辺はどのようになっているのかちょっと確認したいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） お答えいたします。

最初に、ご意見いただきました安全性、デジタルで読み取って、それを申請書に貼り付けるなどのことがされるのではないかというおただしもございました。そちらにつきましては、改ざん防止策が図られております。コンビニの多機能端末機から出る際に、画像の読み取りができないような形で出てまいりますので、それを加工して使うということはまずできないものと思っております。

それから、罰則の件でございました。過日の藤田節夫議員の一般質問の答弁でもお話をさせていただきましたけれども、すみません、ちょっと待ってください。マイナンバーカードからの情報を漏えいした際には、厳しい罰則が法により定められているというところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

どうしても答弁が弱いなと思うんです。印鑑というのは、特に登録印鑑というのは非常に重要なものと私、理解しています。親からもそういうふうに教わって育ってきました。今、国においては印鑑レスということで、印鑑を使わないでいろいろ動いていこうということで進んでいますけれども、ただ、いまだに印鑑に関しての考え方というのは、皆さん古い考えを、古い考えというのは失礼ですね。私と同じように本当に大切なものだと考えていらっしゃる方が多いと思います。ですから、できないものと考えているという答弁は本当に弱いなと思うんです。

あと、情報が流出した場合どうなるんだといったときに罰則規定があります、厳し

い罰則規定があるという話でしたけれども、万が一これは一度流出してしまうと、もうずっと情報だけが独り歩きしてしまうという可能性があるなということを申し上げて、これ以上言うとは質疑から外れてしまいますので、残りに関してもっと聞きたいことありますけれども、これに関しては次回の、来年３月の定例会で取り上げたいと思いますので、以上で終わります。

○議長（真船正康君） １２番上田秀人君の質疑は終わりました。

そのほか議案第６７号に対する質疑はございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第６７号「西郷村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正康君） 挙手多数であります。

よって、議案第６７号は原案のとおり可決されました。

◎議案第６８号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第３、議案第６８号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第６８号「西郷村手数料徴収条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成
議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正康君） 挙手多数であります。

よって、議案第６８号は原案のとおり可決されました。

◎議案第６９号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第４、議案第６９号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第69号「西郷村墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第5、議案第70号に対する質疑を許します。

11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番矢吹です。

議案第70号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」の確認なんですけれども、まず、令和5年4月から現行60歳の定年を段階的に引き上げて、令和13年4月に65歳とするというのは理解します。その中で聞きたいのが管理監督職の職員は60歳の誕生日から同日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外に異動することとなりますと書いてあるじゃないですか。その中で役職定年により、異動により公務の運営に著しい支障が生じる場合に限り、引き続き管理監督職として勤務させるということになっているんですけれども、裏のページで9条に関連していると思うんですけれども、そこをちょっとどういうわけで役職から一線を退いてになっているのかなと思ってお聞きします。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（福田 修君） 11番矢吹議員の質疑にお答えいたします。

60歳を経過した管理職員の任用関係についてのご質問かと思われます。

60歳を経過した管理監督職の任用についてですが、議案書4ページになります。中段から下ぐらいになるかと思いますが、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例第1条、一部改正案の西郷村職員の定年等に関する条例第4条に、定年による退職の特例を規定しております。規定では定年退職日、定年に達した日以後における最初の3月31日以降も、公務の運営に著しい支障が生じるなどの事由により1年以内の期限を定め、引き続き勤務することができるとしております。

また、議案書5ページの第7条に管理監督職務上限年数の規定を設けてございます。管理監督職務上限年数は年齢60歳としておりまして、令和5年度から定年延長に伴い60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの異動期間において、管理監督職以外の職に降任することとなります。

ただし、議案書6ページの第9条におきまして、公務の運営に著しい支障が生じるなどの事由により1年以内の期限を定め、引き続き当該管理監督職のまま勤務することができる特例の規定を設けてございます。また、管理職から管理職以外の職への異動期間は最大3年ということの規定もございます。

このためご質疑があった管理職員につきましては、引き続き勤務することができま

すが、勤務する場合においては、村長の承認第10条に規定する当該職員の同意が必要となります。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 今、課長の説明の中でちょっと理解、もう少し具体的に著しい支障が生じたということはどういうことなんだか分からない。今後の運営に著しい支障が生じる場合というのは、具体的にこういうときには管理職として、またもうちょっと延長するという、1年、3年と書いてあります。第9条で分かりますけれども、その言葉の中ではちょっと理解し難いんですけれども、どういうことでこのように支障が生じるというか、もう一度お願いします。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（福田 修君） お答えいたします。

著しい支障につきましては議案書の6ページ、第9条の中の第1項の第1号から第3号までに記載してございます。

読み上げますと当該職務が高度の知識、技能または経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

2号といたしまして、当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

3号といたしまして、当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障がいとなる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずることとなっております。

具体的に申し上げますと、国から示されているのは特別なプロジェクトの継続の必要があること。あとは特殊な技能が必要な職務。あと、僻地の職務とかになっております。村といたしましても、過去に3.11の東日本大震災がございました。3月11日ですので4月1日から管理職の方、残って勤務をお願いした経緯もございます。そういった災害等とか、あと、先ほど申し上げました特別なプロジェクトがどうしても継続しなければならない。その人がいないとちょっとなかなか継続するのが難しい。困難になってくるといような場合を想定してございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 平成10年の災害のときは大変だったのは記憶にあります。

もう1点なんですけれども、職員の給料額、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以後は7割水準となりますということで、手当とか何かみんなカットなんだか、その内訳をちょっとお願いします。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（福田 修君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

ご質疑がありました管理職については、引き続き勤務することになった場合の給与等の手当関係についてでございますが、定年後の給与月額につきましては議案書 10 ページになりますが、第 8 条に職員の給与に関する条例の一部改正の附則第 11 項の規定によりまして、職員が 60 歳に達した日以後、最初の 4 月 1 日からは原則 7 割となります。

しかし、先ほど申し上げました公務の運営に著しい支障が生じることなどにより、勤務が延長された場合におきましては、この 7 割の規定は適用されず、通常の 10 割が支給されることとなります。ですので先ほどご質疑がありました勤務が延長された場合につきましては、そのまま給料が 10 割保証されるということとなります。

ただ、通常の 60 歳を過ぎて、次の 4 月 1 日からにつきましては 7 割となります。その 7 割につきましては、給料以外に手当関係も当然 7 割水準になるということになります。

以上でございます。

○ 11 番（矢吹利夫君） 了解しました。

○議長（真船正康君） 11 番矢吹利夫君の質疑は終了いたしました。

そのほか議案第 70 号に対する質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 70 号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第 70 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 71 号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第 6、議案第 71 号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 71 号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正康君） 挙手多数であります。

よって、議案第 7 1 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 7 2 号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第 7、議案第 7 2 号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 7 2 号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正康君） 挙手多数であります。

よって、議案第 7 2 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 7 3 号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第 8、議案第 7 3 号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 7 3 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第 7 3 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 7 4 号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第 9、議案第 7 4 号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 7 4 号「西郷村会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第10、議案第75号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第75号「除染対策事業令和4年度施工谷津田地区仮置場原状復旧工事（第2工区）請負変更契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第11、議案第76号に対する質疑を許します。

7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 7番松田隆志です。

議案第76号「令和4年度西郷村一般会計補正予算（第5号）」について、1点だけお伺いします。

議案の4ページにございます小規模道水路整備事業についてお伺いします。

小規模道水路整備事業については、ここ二、三年債務負担行為ということで上げてきているようでございますが、債務負担行為として予算で定める理由、それと限度額1億円に対する消費税及び地方消費税を加えた額、この内訳についてお示し願いたいと思います。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君の質疑に対する答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 7番松田議員のご質問にお答えいたします。

まず、質問1つ目の村が債務負担を定める理由、考え方でございますが、会計年度独立の原則がございまして、確かに松田議員が言うとおり、債務負担行為を設定して工事をするのはなぜかというお尋ねでございますが、逆に会計年度独立の原則以外に地方自治法で債務負担行為、繰越明許、継続費の設定が認められております。

それに基づきまして国の国交省と総務省連名の通知で、令和元年10月21日付で公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてという通知がございまして、今、直近の通知ですと令和3年5月21日付で同じく総務省、国交省連名の通知がございまして、通知名は、地方公共団体における公共工事の施工の時期の平準化に関する取組の「見

える化」を踏まえた更なる取組の推進について（要望）という通知がございます。この通知の前文を一部読ませていただきます。

公共工事の施工の時期の平準化については、令和元年6月、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、地方公共団体は、入札契約適正化法第17条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において定める平準化を図るための方策について必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

これを受けまして、これまで公共工事の入札及び契約の適正化の水準について等により、各地方公共団体に対して平準化に関する取組について、速やかな実施を要請したところです。

平準化が図られることは、年間を通じた工事量が安定することで公共工事に従事する者の処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用による建設業の経営の健全化に寄与するものであり、公共工事の発注者にとっても、公共工事の品質確保や円滑かつ適正な執行等を図る上で重要な意義を有する施策であることから、平準化の着実な推進を図るため、債務負担行為の積極的な活用、柔軟な工期の設定、速やかな繰越手続、積算の前倒し、早期執行のための目標設定等、平準化に向けた具体的な方策を総合的に講じていただくことが重要でと文章はこの後も続くんですが、こういう要請がございまして、村としては令和2年、令和3年、令和4年と工事発注の平準化のために債務負担行為を設定して、小規模道水路整備事業を実施しております。

質問の2つ目で、今回の補正の第2表、債務負担行為の補正の中に小規模道水路整備事業とありますが、具体的な内容について説明いたします。

今回新たに追加します債務負担行為、小規模道水路整備事業につきましては、12月補正の土木費に予算計上いたします建設課所管の小規模道水路整備事業についての債務負担行為の設定となります。

内容といたしましては、現在小田倉字狼山地内で建設が進められております新学校給食センター周辺の道路改良工事であります、村道狼山合線道路改良工事、概算4,000万円。村道狼山合団地線道路改良工事、概算3,250万円。そのほか工事発注の平準化を目的として村道椋山嫁塚線舗装工事、概算850万円。村道川谷蒲日向1号線舗装補修工事、概算900万円。村道原中1号線交差点改良工事、概算600万円。計9,600万円の概算工事費に突発的な工事変更にも対応できるよう、債務負担行為の限度額を1億円に消費税を含めた額と設定しております。

なお、今回の補正では概算工事費の前払い金の上限である、45%の工事請負費を土木費に予算計上しております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 詳しい説明ありがとうございました。

次に質疑しようと思ったことまで答弁されてしまったものですから、何を聞こうかということなんですが、債務負担行為を設定することによりまして、翌年度財政以降

の財政を圧迫するのではないかというふうに考えます。

そこで、地方自治法第208条で先ほど課長が言いました会計年度及び独立の原則に対する村の考え方を示していただきたいと思います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） お答えいたします。

確かに地方自治法で会計年度独立の原則がございますが、先ほども答弁いたしました、地方自治法の施行令で例外として債務負担行為継続費、繰越明許の設定が認められております。村といたしましては、確かに単年度予算の原則でいきますと今年度負担を債務負担行為で設定するものですが、次年度に確保できる範囲で予算の債務負担行為の設定をしております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 国の指針に基づいた予算の平準化ということがメインかと思えます。

それと、最後にここで予算書の第2表でいう債務負担行為補正、ここには小規模道水路整備事業ということであるんですが、補正予算の概要の中に農地費でも小規模道水路というのがあるんです。その辺の区別はきちんとされているのでしょうか。お願いします。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 債務負担行為の管理につきましては、当初予算の説明資料の後ろに債務負担行為の状況を毎年議会に当初予算と一緒に報告しますので、その中できっちりと債務負担行為の額は管理しております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 今、言いました補正予算の概要のほう、そこにも小規模道水路ということであるものですから、やはり第2表の中でもきちんと明記すべきではないかと私は考えます。そういうことで小規模道水路整備事業というのは、村民が要望する事業が身近で一番目に見える事業だと思います。これらの事業がスムーズに施行されることを望みまして、私の質疑を終わります。

○議長（真船正康君） 松田隆志君の質疑は終了いたしました。

次に、1番鈴木昭司君の質疑を許します。

○1番（鈴木昭司君） 議案第76号「令和4年度西郷村一般会計補正予算（第5号）」について質疑のほうを行います。

1点だけお伺いいたします。

4ページの（物価高騰対応）肥料高騰緊急対策事業ということで、米価下落のことが起きてから様々な対応を取っていただいて、本当にありがたいなという思いであります。私も水稻農家の一員なので本当にありがたく思っております。

しかしながら、ここの助成対象者というところが水田を作付している農業者という

ことで、上の事業目的のほうを見ますとちょっと読ませていただきますが、国際情勢の不安定や為替の円安等により生産コストが上昇し、農業経営の離脱が懸念されている。その中で輸入に占める割合が高い肥料は特に価格が高騰し、その影響は大変厳しいものとなっているという文があります。これは水稻農家だけでなく飼料作物を作っている畜産農家、そこにも値するのではないかなというふうに思います。畜産農家に対する対策と水稻農家に対する対策事業、なぜ一体化できないのか。ちょっとその辺をお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 1 番鈴木昭司君の質疑に対する答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまの鈴木昭司議員のご質疑にお答えいたします。

まず今回、肥料高騰緊急対策事業ということでの予算のほうを計上させていただいておりますけれども、この中身について多少ご説明をさせていただきたいと思います。

現在水稻農家につきましては、米価の低迷に加えまして肥料高騰の二重苦に直面しているところでございまして、今回水稻経営体に対して肥料費の一部を助成するというような形となっております。

内容といたしましては、福島県が実施する肥料高騰対策に、村がそれに上乗せをする形で助成するというような形となっておりますけれども、対象者につきましては、水稻または水稻以外の転換作物を作付している水稻経営体というようなこととなっております。水稻につきましては主食用米、また、稲WCS、飼料用米、備蓄等米となっております。また、水稻で作付がされる転換作物につきましては、野菜、花卉、果樹、麦、大豆、ソバ、飼料作物、牧草等となっているところでございます。

現在なぜ統一が図れないのかというところでございますけれども、水稻農家または畜産農家等には非常に今かなり物価高騰とかいろいろな事情がございますので、それぞれに支援を図っているところでございますけれども、今回計上している事業に対しましては、特段経営の補助の上乗せということで、村のほうでは計上させていただいているところでございまして、また、一体的にという部分に関しましては、今後またいろいろな検討の余地はあると思うんですが、今回計上した部分については、水稻経営体の支援ということでご理解をいただければと思います。

○議長（真船正康君） 1 番鈴木昭司君。

○1 番（鈴木昭司君） 今回はという言葉もあったんですけれども、これ本当に西郷村農業基幹産業、水稻と畜産とあります。一体性を持ってこういった事業に取り組んでもらわないと、やはり一緒に農業をしている仲間たちの中でも大変不安な声がたくさん聞こえてくるんです。ですのでこういった事業、一般財源を使うのであれば畜産農家も一緒に、本来であれば交ぜてやっていただきたいというのが私の思いでありました。

あと、もう 1 点だけなんですけれども、手続のほう、やはり高齢者が大変多いので、手続のほうが分かりやすくスムーズにできるように産業振興課のほうにはお願いを申し上げます。私の質疑のほうを終わりたいと思います。

○議長（真船正康君） 1 番鈴木昭司君の質疑は終わりました。

次に、1 4 番大石雪雄君の質疑を許します。

○1 4 番（大石雪雄君） 1 4 番。

議案第76号について質疑いたします。

ページ数なんです、12ページ、13ページにわたっての一般寄附金と指定寄附金についてなんです、一般寄附金がJRAから56万円寄附されているようですが、これが年間の寄附金じゃなくて補正だから、何かの形で寄附金なのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 1 4 番大石雪雄君の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） 1 4 番大石議員のご質疑にお答えいたします。

ただいまの一般寄附金の中のことにお答えいたします。

今回は日本中央競馬会、そちらのほうの環境整備事業寄附金ということで、交付額が通知ございまして当初予算、見越していたよりも増額できたため、56万円増額させていただいたものでございます。

○議長（真船正康君） 1 4 番大石雪雄君。

○1 4 番（大石雪雄君） JRAが当初来た頃は3,000万円の寄附金が毎年入ってくる予定だったということで、あれ、これで今年は終わりなのかなという勘違いをしましたけれども、今はどれぐらい年間で入ってきているんですか。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（福田 修君） 1 4 番大石議員のご質疑にお答えいたします。

先ほどJRAの寄附金につきましてご質疑ございました。今回1,000万円ほど計上させていただいております。昨年はJRAさんから2回ほど寄附金を頂いております。今年は1回、1,000万円ということになっております。

また、先ほどご質疑ございました毎年頂いている、あれは寄附金ではなくてJRAの周辺環境整備の交付金となります。年間大体2,300万円から2,400万円程度になっております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 1 4 番大石雪雄君。

○1 4 番（大石雪雄君） 昔を振り返ればJRAのほうから寄附金を頂いた。そんな関係で街路灯が学校周辺だけが無料化で、あとは行政区で支払っていた。そういうさなかに南湖の通りを通ったときに、あ、私ですが、南中の歩道が、通学路がすごく明るくて南中だというのが分からないで、役場職員と当時の学校教育課の職員と夜、見に行き、それで、あ、南中の通学路だということで当時の村長にお願いして、できれば街路灯を増やしたほうがいいんじゃないかいということで、行政区で支払う電気料もなくして街路灯の電気代に、じゃ、向けっかと、JRAも来て寄附金もくるんだから、その分、電気代を向けっぺということで、今現在の電気というか通学路は特に街路灯ができたという歴史をたどれば、そういうふうな感じできているわけであります。

今、総務課長のほうから指定寄附金1,000万円ということでお話がありました。私、思うんですけども、指定された寄附金というのは使い道の指定じゃなくて、何に使ってもいい寄附金だと思いますが、学校にできれば何にでも使ってもいいですよという、補助金になっちゃうかも分からないんですが、そういう方向に向けられる寄附金があれば教えていただきたいというか、そういうふうにはできないのかなという観点の下でただしたいと思います。

○議長（真船正康君） 答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（福田 修君） 大石議員のご質疑にお答えいたします。

答弁の前に先ほど私、J R A周辺整備交付金と申し上げましたが、名称は交付金なんですけれども、財源的には一般寄附金のほうで受けておりますので、ちょっと誤解を与えるような発言で申し訳ございませんでした。

それと指定寄附金であります。J R Aから頂いた寄附金は一応目的を持ってございます。新型コロナウイルス感染対策のためという目的を持った指定寄附金でございます。議員おただしの何でも使えるような寄附金はないのかというのが、こちらの指定寄附金ではなくて一般寄附金の寄附ということになります。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 一般寄附金が年間どれくらいの総額になるか分かりませんが、ふるさと納税の予算も入ってきているという中で、できれば学校って結構何につけても枠内の予算はあっても、自由に使える予算ってないんです。そんな関係で何回も私、平成の時代にP T A会長をやったというときに、地域の人に1,000円ずつお願いして、中学校も小学校も文化スポーツ講演会ということでお願いしていたんですが、今はどうか分かりません。そういう観点で学校は年間100万円くらいの予算をスポーツに充てられたり、文化面に充てたりして使用していたんですが、家にもそういう寄附金の案内が来ない限りはやっていないのかなと思うんです。

なぜかという部活によっては遠征が大変な部活もあったり、先生方も給料の何.何%は残業代として入ってきているとしても、大した1日の残業代にはならない。上乘せ残業というんですか、給料というんですか、そんなものでやっているという中で、学校サイドも本当に大変だと思うんです。その辺、教育長、事情を知っていれば答弁をお願いしたいと思うんですが。知らない。知らなきゃいいです。

○議長（真船正康君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 大石議員のご質問にお答えいたします。

確かに部活動等でかなり大会によっては全国大会等、今年も西郷第二中学校が吹奏楽で全国大会、それから西郷一中のテニス部男子のほうも全国大会、北海道ということでかなり経費はかかるところでございますが、いろいろそういった面で補正予算をいただきながら子どもたちへの遠征、それから職員の遠征費は賄うようにしてございます。

学校といたしましても体育文化費というものが各学校、PTAの会費等の中で蓄えてございまして、臨時のそういった活動の場合には、PTAで応援していくという体制も図られているところがあります。寄附があれば確かにありがたいところがございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） もう少し時間があるようなので、歴史をたどって話をしてみたいと思います。

元村長のときに、学校に対して寄附金からかどうかわからないんですが、100万円ずつ出しているんです。大体皆さんご存じだと思うのは米小学校の裏に池があります。あれはもうそちらから出したという形なんです。指定の寄附金はコロナの対策費に充てられているということで大変ありがたいなと。元村長が文化の日に私と雑談したときに、私のやってきたことは間違いねえよねというような話をされました。

ですから心に残る、やはり少しの予算でも議員として心に残るような、配慮を考えたような予算を組んでいただければ、補正予算を質疑する中でそのような一般質問みたいなことを言っていますけれども、関連で申し上げたいと思います。村長どうですか、これ村長スポーツ少年団に携わって、私同様いろいろな経験をしていると思うんですが、あと2分くらいありますので簡単に、もし答弁できればお願いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

大石議員はスポーツ少年団の本部長として長年本当にやっていただいて、私も一緒にやった思いがありますので、議員の気持ちは本当によく分かります。元村長が各学校に何にでも使っていいということの、100万円というお話あったかと思うんですが、それでもそうですけれども、今、教育長がお話ししましたように、子どもたちにはふびんな思いをさせない思いで、教育委員会のほうに何でも言うてくれということで、できるだけ子どもたちには村外あるいは全国大会、そういうことばかりではなくて、子どもたちには本当に伸び伸び健やかに育ていただくための予算は削らないで、しっかり対応していきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 質疑を終わります。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 質疑の途中でありますが、これより午後1時まで休憩いたします。
(午前11時59分)

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

(午後1時00分)

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き、議案第76号に対する質疑を続行いたします。

11番矢吹利夫君の質疑を許します。

11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。

議案第76号「令和4年度西郷村一般会計補正予算（第5号）」について質疑します。

物価高騰対応、西郷村の生活応援臨時給付金事業なんですけれども、まず最初に、今回1世帯当たり2万円という金額を提示してあるわけなんですけれども、対象世帯が約800世帯と、まず2万円の根拠というのはどういう形で金額を示したか説明願います。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君に対する答弁を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 11番矢吹利夫議員のご質疑にお答えいたします。

今回の補正予算で上程させていただいております、西郷村生活応援給付金の給付額の1世帯当たり2万円のお尋ねでした。1世帯当たり2万円とした部分につきましては、本年度1世帯当たり1万円の緊急生活給付金事業や、1世帯当たり5万円の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金などを現在事業として実施しております。非課税世帯に対しましては5万円、均等割のみ世帯に対しては3万円などの給付を行っており、今回対象とさせていただいております世帯が、世帯全員の令和3年中の合計収入額が300万円未満の世帯となっておりますので、2万円とさせていただいた次第であります。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 再度質疑します。

2万円の基準というのはどういう、いろいろあります。例えば広域市町村と照らし合わせてとか、また、独自にはじき出した2万円なのかなということでお聞きしたんですけれども、もう一度、すみません。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お答えいたします。

2万円の基準なんですけれども、非課税世帯に対しては5万円としている給付事業を行っており、均等割のみ課税世帯に対しましては3万円の給付を行っている事業がございます。今回は300万円未満の世帯への対象としておりますので、均等割のみ非課税世帯以上の世帯を対象としておりますので、それよりも上回る給付というのはないと思ひまして、2万円ということで基準を示させていただきました。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 課長に難しい答弁をさせたんですけれども、実際300万円未満ということは、300万円の人にはもらえないということですよ。結局は、299万9,900円。そういうことになりますね。はい。これも1世帯当たり、1人当たり2万円というのであれば理解するんですけれども、物価高騰は低所得者ばかりではなく全村民も受けているわけですから、それを言ったら切りがないと言われ

ればそれまでなんですけれども、国民全体、日本中がこの影響を受けて、全村民も受けて、その中でもやはり３００万円未満の世帯ということで、その中で２万円ということを知ったんですけれども、５万円にしたっていいんじゃないかという、私は疑問に思って質疑したわけなんですけれども、課長の説明で非課税で５万円、３万円給付は理解していますけれども、２万円という数字はどこから来たんですかということでお聞きしたわけなんです。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議員おっしゃるように物価高騰は皆さん本当に被害を被っていますので、本当は皆さんに給付したかったわけなんですけれども、まずは非課税世帯５万円、それから均等割ということで３万円。でも、その上の苦しんでいる方で３００万円未満を救おうということで、５万円、３万円、２万円ということでこれといった根拠はないんですけれども、少しでも生活に役立てていただければ助かるというそういう思いで、２万円という設定にさせていただきました。

○議長（真船正康君） １１番矢吹利夫君。

○１１番（矢吹利夫君） 今、村長の説明の中で理解しているんですが、それでは１世帯当たり５万円にして、あとは３００万円以上の人も２万円とか、そういうのを出せないのかなということで質疑したわけなんですけれども、どうですか、そこら辺、村長。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

なかなか難しい問題でありまして、まずは３００万円までの方を対象にしてやっていって、まだ今後コロナも増えていますのでそういった状況も踏まえながら、これで終わりということではないと私は思いますので、よく調査しながら次の段階、そういうことがあれば対応していきたいなという考えでありますので、今回は３００万円未満、２万円ということでご理解していただきたいと思います。

○議長（真船正康君） １１番矢吹利夫君。

○１１番（矢吹利夫君） 最後にちょっと期待しているんですけれども、今回はということとは、次回もある可能性はないとも限らないということで、そういうことですね。村長は。今回はということで。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） ある、ないは今後の状況を見なきゃならないわけですから、そのときは私、適時適宜に判断しますので、ご了解賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） １１番矢吹利夫君。

○１１番（矢吹利夫君） 了解しました。分かりました。

○議長（真船正康君） １１番矢吹利夫君の質疑は終了いたしました。

次に質問のある方。

１２番上田秀人君。

○１２番（上田秀人君） １２番。

議案 76 号について質疑をしたいと思います。

ただいま 11 番矢吹議員のほうからお話がありましたけれども、第 3 款民生費の第 1 項の社会福祉費の中で今回この予算が取られております。私も、やはり矢吹議員も同じような考えであります。この件に関して前回 9 月定例会でも私、お話ししたような記憶がございますけれども、なぜこうやって村民を二分するのか。その理由が私は理解できない。国がやっている政策で、やはり国も同じように国民を二分するようなことをどんどんやってきている。そのことが私は理解できない。やるのであれば全世帯に支給すべきだと。たとえそれが 5,000 円であっても、1 万円であってもいいと思います。今回 300 万円未満の世帯に対して 2 万円というのは、その分を上乗せすればいいんじゃないかと思うんです。そういうお考えにはなりませんでしたが。伺います。

○議長（真船正康君） 12 番上田秀人君の質疑に対する答弁を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議員おっしゃるように本当は全村民に私は救うために給付するという、そういう気持ちがありますけれども、限られた予算の中で分断するということではなくて、今回給付する範囲の状況の中で予算を上程させていただいた。いつも非課税とか本当の弱者を救済していたんですけれども、それを上回る、その上を要するにグレーゾーンというか、困っている方を救いたいなということの思いで、今回上程させていただいたつもりであります。

○議長（真船正康君） 12 番上田秀人君。

○12 番（上田秀人君） 12 番。

村長の答弁を聞いていて、生意気なことを言って申し訳ないんですけれども、何かこう上から目線だなと思っちゃう。そういうのがやはり何ていうのかな、二分する形につながってしまうんじゃないかなと今、思いました。

これじゃ多分進まないの、続いて第 3 款民生費の第 1 項児童福祉費の中でも、やはりこれも二分するような内容ではないかと思います。該当期間中に妊娠届を出された方、出産された方に対して 5 万円ずつ支給しますよという考えなんですけれども、では、ここに該当されなかった、今本当に子育てをしている方たちは、何の救いもないのかなと思うんですけれども、その辺はいかがですか。伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 12 番上田秀人議員のご質疑にお答えいたします。

出産・子育て応援交付金の基準日の、令和 4 年 4 月以前の方は対象となっていないことについてのおただしでした。本定例会に上程させていただきました出産・子育て応援交付金の補正予算は国の補助事業であります。出産・子育て応援交付金を活用し、実施する事業となります。補助率は国 3 分の 2、県 6 分の 1、村 6 分の 1 となります。このことから基準日は令和 4 年 4 月 1 日以降の方が対象となっているため、国の基準日に合わせております。

なお、議員おただしの基準日以前の方への対応はどうするのかということですが、村といたしましては一時的な給付支援も大切であると考えますが、直接の面談や相談、家庭訪問による相談支援など、継続的なサポート支援は非常に大切であると考えます。本定例会の2番大竹憂子議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、待つ支援ではなく、こちらから出向く支援を継続するとともに、お母さんが安心して子どもを産み育てられ、さらには子どもたちが自分を大切に、健やかに成長することができるよう、子ども中心の支援を目指すことが行政の務めであると思います。

このことから、今回の出産・子育て応援交付金を令和4年4月以前の方に対して給付することはできませんが、今後の継続したサポート支援事業の必要性を見極めながら、親切、丁寧、さらにはきめ細やかな出産・子育て支援が提供できるよう努めてまいりますので、ご理解願います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

課長が答弁される内容というのはもう十分に理解します。国・県からお金が来るといことで、それに沿っての事業だということも十分に分かるわけです。ただ、今、課長が言われるように待つ支援ではなく、出向く支援という話です。これ行政として当たり前のことだと私は思うんです。それを何か理由つけて、こういうことをやりやすよというのはちょっと理解できない。

それと、国から来ている理由だと思うんだけど、伴走型の相談支援ってあります。妊娠と出産時ですから伴走じゃなくて、これスタート支援なんじゃないですかと私は言葉で思っちゃう。だから国は何ていうのかな、名目をつけて、ただこういうふうにやってきたんじゃないかと思う。これをやるんじゃないです。これもいいことだと思います。

やるなとは言いませんので、もしこれをやるのであれば、これと並行して子育て支援のための策を講じるべきじゃないのかなと思うんです。たまに私もこの場で1回、2回、話したと思いますし、10番議員がよく話をする学校給食費の無料化。あと、私一番心を打たれているのは、13番議員が言われた子どもたちにジャージの1枚でも買ってやれ。すごくいい考えだなと思いました。そういうことを村はこれに併せてなぜ考えられなかったのか。村長、伺います。いかがですか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃるように並行して、当然子ども支援はこればかりじゃないと思います。私も今年度から出産祝い金3万円も出していますし、ベビーブームの時代は270万人の出生者がいましたけれども、今80万人を切るということで本当に子育て、出生が一番大事な課題かと思っております。

そんな中で今言われたジャージの問題とかいろいろありますけれども、今後これと併せながら、これで終わりじゃないものですから、いろいろな村民のニーズに応えながら子育てには力を入れていきたいと考えております。さっき言ったようにスタート

に立ったということで考えていただきたいと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

これで終わりではないということで、私もそうしていただきたいというふうに思います。実際これから子どもさんを持たれる、子どもさんを産んでくれる、そういった方を全力で応援したいと思います。

あと、もう一つ付け加えれば、以前、私ここでお話ししたことあると思いますけれども、朝日新聞の世論調査の中で夫婦の方にアンケートをした結果、なぜ子どもを持たないんだという問いに返して、お金がかかるから持たないということがありました。実際に子どもさんって産んでから、私も子育ての経験ありますけれども、育てていくわけで月齢が上がっていく、年齢が上がっていくことによってお金がどんどんかかってくる。だからその先の負担も、きちんと村は考えるべきだというふうに思います。

これで終わりではないということで、あるのかなというふうに思いますけれども、時間の関係で次の質疑に入りたいと思いますけれども、続いて第6款農林水産業費の第1項農業費の中で、先ほど1番議員が質疑されましたけれども、私も同じような考えであります。12月補正予算の主な内容というところで見ると今しゃべっていますけれども、助成金額が水稻で10アール当たり1,000円と。水稻以外の作物は10アール当たり1,500円ですけれども、なぜ500円の差が必要なのか。この理由についてまずお聞きしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。（不規則発言あり）

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま私、水稻以外の作物10アール当たり1,500円と言ったんですけれども、違います、3,000円です。3,000円だね。これ県のほうを話しました。水稻が3,000円で差額がある理由はなぜか。お示してください。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

まず、県の福島県肥料高騰緊急対策事業ということで、県のほうでこの制度を立ち上げて、村のほうで上乗せ補助というような形を取っておるんですけれども、水稻につきましては10アール当たり500円ということで、その積算といたしましては、まず本県、水稻の肥料費につきましては10アール当たり1万3,97円となっております、令和3年から令和4年にかけての値上がり率が農林水産統計によりまして16%という形となっております、県のほうでは3分の1補助ということですので、約10アール当たり500円の補助を出しているところであり、村においてまたプラス1,000円の補助という形を取っているところでございます。

また、水稻以外の作物につきましては、10アール当たり3万2,510円という福島県の経営指標に基づいてそのような金額が出ておりまして、昨年からの値上がり率が16%、農林水産統計になりますけれども、その3分の1ということで10アール当たり県のほうでは1,500円、村のほうでは3,000円の補助を計上してい

るというような形でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今答弁を聞いていて、県の指標の下に計算されているというようなお話だったんですけども、実際にこれ水田農家の方が使用されている肥料の価格というのは、どれぐらい差があるかというのは、村では確認されていますか。伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

肥料のほうの値上がり、上昇率ということで村のほうでは直接調査をしておりますけれども、先ほど県のデータ、また、国のほうでも肥料価格高騰対策ということで、村は関与していない事業になりますけれども、こちらのほうでも肥料対策、肥料の高騰分の補助をしているわけでございますが、国のほうで秋肥については上昇率が1.4という形で見ている国のデータもございますので、県と国、タイミングも違いますので上昇率は若干違いますけれども、そのようなデータを基に考えているところでございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

以前ここでお話ししたことあったと思うんですけども、今、水田農家の方、米作っても飯食えねえと。本当にそのとおりになってきているなと思います。国・県は転作を主眼としてこういった事業をやっている。本当にそれでいいのかということなんです。水田というのはやはり災害防止にもつながってくる。一般質問の中でも災害に関しての質問がいろいろありましたけれども、そういった役割も果たしているんだよということを村としてはもっと強く認識して、もうちょっと考えるべきではないかなというふうに考えます。

それと水田で今やっているWCS、これ家畜用の餌ですけども、先ほど1番議員からもお話あったんですけども、今、畜産業は本当に厳しい状況にあると。これ9月定例会でもお話ししました。10月か11月に乳価10円上がったんですけども、実際にはもう全然生産資材費のほうに食われちゃって、全然足りないような状況になっている。特に酪農については飼育頭数が多ければ多いほど今、厳しい状況になってきている。北海道では実際に倒産している農家さんが出てきている。県内でもやはりそういう農家さんが出てしまうんじゃないかということも言われている。

今、申し上げたように生産価格が販売価格を大幅に上回って、本当に今皆さん蓄えてきた、ちょっとした蓄財を取り崩しながら経費に充てているというようなお話を聞いています。このままだと本当に酪農家がいなくなってしまうんじゃないかなと思うんです。そうなるといわゆる今、村が推奨しているWCS、余ってしまうんじゃないですか。村が進めている耕畜連携、完全にバランス崩れてしまうんじゃないですか。

肥料高騰緊急対策事業の理解をする部分はございます。しかしながら現在本当に厳しい状況の中にある酪農家に対しての対応はどうするのか。どう考えているのか。こ

れ9月のときにもお話ししましたがけれども、いわゆる牛の赤ちゃん、ヌレ子と言われる北海道、九州辺りでは以前10万円までしていたのが今は1万円もしない。下手したらもう売れないと。今はそれよりももっと厳しい状況になっています。酪農家の現場で何が行われているか分かりますか。子牛を養うことができない。餌代がかかってしまう。獣医師に頼んで安楽死をさせてもらおうというような話も聞こえてきています。今そこまでみんなせっぱ詰まっている。それに対して村はどういうふうにお考えになりますか。伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり酪農家の経営状況が非常に厳しいという話は、もう十分承知しているところでございまして、また、6月議会、1頭当たり乳牛1万円という補助をさせていただいたところでございますけれども、まだまだそのような金額ではやっていけないというようなところもありまして、その辺においても小さな、数頭飼っているような酪農家さんは4軒ほど、もう辞めたというような話も聞いているところでございます。

西郷村におきまして今回につきましては肥料高騰ということで、酪農家さんにつきまして水田で牧草等を作付してやっている場合には、補助金としてそちらのほうのご案内をいたしたいと思っております。また、肥料高騰対策ということで国が行う取組につきましては、昨年からの値上がり分の7割の補填、プラス今、県のほうでもその7割に追加で15%上乘せして、合計8割5分の補助をするというようなことで、県のほうでも予算を計上しているところでございますので、畜産農家さんについての肥料高騰対策ということでは、今回のこのような予算の計上をさせていただいているところでございます。子牛が売れないとかそういった話も十分承知しているところでございますので、今後の対応につきましてはいろいろちょっと勉強させていただきまして、検討していきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

今答弁いろいろいただいたんですけれども、水田での牧草の作付とかという話ありました。ただ、これはちょっと確認していなかったんですけれども、いわゆる水田での転作で牧草とかを作る場合に、1年ごとに起こさないと補助対象にならないとかという話も聞いているんです。畜産農家の方もそこまで経費をかけられないということで、なかなか進んでいない部分も私は聞いている。ですから直接これは肥料高騰緊急対策事業、これを畜産農家向けでもやはりやるべきだと思う。牧草やデントコーンの作付に使用する肥料代。

あと、本当に今緊急でやらなければいけないのは、飼料の高騰分を全額補填するか生産資材高騰分の補填。また、電気、ボイラー用の燃料、これらも補填すべきだと思う。先ほど9月の話で1頭1万円という補助ありましたけれども、これ上限300万円ってついています。頭数が多ければ多いほど今、危機的な状況になってき

ている。西郷村で一番大きいのがせんだって伺ったときは608頭かな。そういう農家さんも今あります。そういった農家さんをなくしてしまったのでは、本当に村が推奨する耕畜連携が完全に崩れてしまう。ですから緊急に対応すべきだというふうに申し上げます。

続いて、第2款総務費第1項の総務管理費でちょっと伺いたいと思うんですけれども、今回補正予算の中で、財政調整積立基金のほうの金額で1億1,691万円減額している。反対に予算の主な内容というところには、公共整備基金積立てで3億9,550万円積み上がっている。この理由についてまずお示してください。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 上田議員のご質疑にお答えいたします。

12月補正につきましては、お配りしました12月補正の概要の2ページ目、上段に歳入予算がございます。今回12月補正で歳入の財源といたしまして、地方税ですが、法人住民税が5億2,648万9,000円の増、固定資産税が3億1,413万1,000円の増という補正がございました。12月補正の歳出予算の要求額に対しまして歳入予算が多くなりましたので、まず、今年度の9月補正までに財政調整積立基金として予算計上しておりました1億1,691万円の全額取崩しをなくしまして、ゼロといたしまして、それでもまだ歳入のほう出ていましたので、来年度以降新庁舎整備事業と学校給食センターの完成払いもございますので、次年度の公共事業の支払いに充てるために今回、公共施設整備基金に3億9,550万円を計上しております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

これで終わりにしたいと思いますけれども、いわゆる公共施設整備基金に積立てをして、来年の公共施設の支払いに回していきたいと。その後、今、話に聞こえてきているのが役場庁舎の建て替え。役場の庁舎、ぴかぴかのを建てても、ふっと気がついたら水田農家はもういなくなっている。畜産農家もいなくなっている。そんな村づくりになってしまうんじゃないんですか。このことを申し上げて私の質疑を終わります。以上です。

○議長（真船正康君） 以上で12番上田秀人君の質疑は終了いたしました。

そのほか質疑ございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第76号「令和4年度西郷村一般会計補正予算（第5号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正康君） 挙手多数であります。

よって、議案第 76 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 77 号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第 12、議案第 77 号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 77 号「令和 4 年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第 77 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 78 号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第 13、議案第 78 号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 78 号「令和 4 年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第 78 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 79 号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第 14、議案第 79 号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 79 号「令和 4 年度西郷村水道事業会計補正予算（第 3 号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第15、議案第80号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第80号「令和4年度西郷村工業用水道事業会計補正予算(第2号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第16、議案第81号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第81号「令和4年度西郷村下水道事業会計補正予算(第3号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

○議長(真船正康君) ここで午後2時40分まで休憩いたします。

先ほどの午後2時40分まで休憩いたしますということは、特別委員会の開催のため休憩をいたします。

なお、執行部の方はこれより議場にて特別委員会開催のため退席を願います。

(午後1時39分)

◎再開の宣告

○議長(真船正康君) 再開いたします。

(午後2時40分)

○議長（真船正康君）　ここで村長より発言の訂正がありますので、これを許可します。
村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君）　先ほどの１１番矢吹議員及び１２番上田議員の質疑に対する答弁の中で、「あげる」という言葉を使用しておりました。私といたしましては、予算を計上する、そして、村民の皆さんに給付するという意味合いで使用しておりましたが、不適切であり、誤解を招く表現でありましたのでおわび申し上げますとともに、議長におかれましては「給付する」と訂正方お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（真船正康君）　許可いたします。

議長より申し上げます。

本日の会議は午後５時までとなっておりますが、これを１時間延長し、午後６時までとしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君）　異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君）　これより午後３時４０分まで休憩いたします。

なお、執行部の方はこれより議場にて特別委員会開催のため退場を願います。

（午後２時４１分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君）　再開いたします。

（午後３時４０分）

○議長（真船正康君）　議長より申し上げます。

本日の会議は午後６時までとなっておりますが、これを１時間延長し、午後７時までとしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君）　異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君）　これより午後４時４０分まで休憩いたします。

なお、執行部の方はこれより議場にて特別委員会開催のため退席願います。

（午後３時４０分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君）　再開いたします。

（午後４時４０分）

○議長（真船正康君）　議長より申し上げます。

本日の会議は午後７時までとなっておりますが、これを１時間延長し、午後８時までとしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君）　異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） これより午後５時４０分まで休憩いたします。

なお、執行部の方はこれより議場にて特別委員会開催のため退席願います。

（午後４時４０分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後５時４０分）

○議長（真船正康君） １４番大石雪雄君が所用のため席を外しておりますので、ご報告いたします。

ここで議長より申し上げます。

本日の会議は午後８時までとなっておりますが、これを１時間延長し、午後９時までとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） これより午後６時５０分まで休憩します。

なお、これより執行部の方は退席をお願いいたします。

（午後５時４０分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後６時５０分）

○議長（真船正康君） １４番大石雪雄君が着席いたしました。

◎追加日程の議決

○議長（真船正康君） ここで懲罰特別委員会委員長より報告書が提出されました。

おはかりいたします。

日程第１６の次に、追加日程第１、君島栄一君に対する懲罰の件として追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

◎君島栄一君に対する懲罰の件

○議長（真船正康君） それでは、追加日程第１、君島栄一君に対する懲罰の件を議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、君島栄一君の退席を求めます。

〔４番 君島栄一議員退場〕

○議長（真船正康君） なお、ここで追加の議事日程表並びに懲罰特別委員会報告書を配付いたします。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 暫時休憩いたします。

(午後6時51分)

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

(午後6時52分)

○議長（真船正康君） 配付漏れはございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正康君） 配付漏れなしと認めます。

本件について、委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員会委員長、14番大石雪雄君。

○懲罰特別委員長（大石雪雄君） 懲罰特別委員会委員長。審査報告いたします。

本定例会において懲罰特別委員会に付託されました「君島栄一君に対する懲罰の件」につきまして、本日、村議会議場において委員出席の下、厳正なる審査をしたところであります。

懲罰特別委員会では、4番君島栄一君により当委員会へ弁明の申出があり、弁明の機会を与えたところ、本人より令和4年12月13日第4回定例会本会議中の議事進行での発言を全て取消しの申出と陳謝がありました。このことから懲罰特別委員会として罪を科さないとの結論となりましたので報告いたします。(不規則発言あり)

○議長（真船正康君） 罰ですね。

○懲罰特別委員長（大石雪雄君） ああ、ごめんなさい。

このことから懲罰特別委員会として罰を科さないとの結論となりましたので報告いたします。大変失礼しました。

○議長（真船正康君） 報告が終わりました。

本件に対する委員長の報告は、4番君島栄一君に懲罰を科すべきではないとのことです。

おはかりいたします。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、4番君島栄一君に懲罰を科すべきではないと可決されました。

ここで4番君島栄一君の入場を許します。

〔4番 君島栄一議員入場〕

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 暫時休憩いたします。

(午後6時55分)

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

(午後6時56分)

○議長（真船正康君） 4番君島栄一君が着席いたしました。

4 番君島栄一君に申し上げます。

ただいまの議決については、懲罰を科すべきではないと可決されました。

ここで4 番君島栄一君より発言の取消しと陳謝の申出がありましたので、これを許します。

4 番君島栄一君。

◎発言の取消し

○4 番（君島栄一君） 4 番君島です。

発言の機会をいただきありがとうございました。

私が1 2月1 3日の第4 回定例会本会議において、議事進行発言をしたところに際し、発言を全て取り消させていただきたく議長にお願い申し上げます。また、この件につきまして長時間にわたり皆さんにご迷惑をおかけしたことを深く反省し、陳謝いたします。申し訳ありませんでした。

○議長（真船正康君） ただいまの4 番君島栄一君による発言の取消しについては、会議規則第6 4 条の規定により全てを取り消したいとの申出がありましたので、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

よって、4 番君島栄一君からの発言の取消しの申出を許可することに決定いたしました。

ここで議長より4 番君島栄一君へ申し上げます。

議会は言論の府であり、議事進行を行った際の発言は、議会を混乱させるなどして議会の品位を失墜させるものであるので、今後このような発言は厳に慎み、深く反省を求めるよう注意いたします。

◎議員派遣の件

○議長（真船正康君） 次に、日程第1 7、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第1 0 0 条第1 3 項及び会議規則第1 2 9 条の規定により、議員の派遣について議会の議決を求めるものであります。

おはかりいたします。

お手元に配付したとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会中における継続調査の結果について

○議長（真船正康君） 次に、日程第1 8、閉会中における継続調査の結果についてであります。

このことについて、議会運営委員会委員長並びに文教厚生常任委員会委員長より別添のとおり報告がありました。

つきましては、本報告書の写しの配付をもって委員長報告といたしますので、ご了承

承のほどよろしくお願いいたします。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（真船正康君） 次に、日程第19から日程第22までの各常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管並びに所掌事務調査について閉会中の継続調査の申出がございました。

おはかりいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本会議中、誤読などによる字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

よって、議長に一任をいただきます。

◎閉議の宣告

○議長（真船正康君） 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（真船正康君） これをもちまして、令和4年第4回西郷村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後7時01分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月16日

西郷村議会 議長 真 船 正 康

署名議員 鈴木 武 男

署名議員 河 西 美 次